

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

### 事実及び理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

#### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、ダンプトラックの運転手として就労していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、10tダンプへの荷物の積込みを終え、荷台にシートをかけていたところ、荷台から飛び降りるような格好で着地し、負傷したという。
- 2 請求人は、同日、C病院に救急搬送され、「両踵骨骨折」と診断され、以後、複数の病院で療養した結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が治癒後障害が残存するとして、監督署長に対して障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

#### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

（略）

- 2 原処分序

(略)

#### 第4 爭 点

請求人に残存する障害が障害等級第11級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、両足関節の機能障害、両踵骨骨折による神経症状及び醜状障害である。

###### ア 両足関節の機能障害について

決定書理由に説示するとおり、D医師の意見書においては、請求人の両足関節の可動域は正常範囲にあるとされており、当審査会としても、同所見に反する医学的意見は存在しておらず、請求人の両足関節には、障害等級に該当する機能障害は残存しないものと判断する。

###### イ 両踵骨骨折による神経症状について

決定書理由に説示するとおり、D医師の意見書によると、受傷時の両踵骨の粉碎により、両足部にがんこな疼痛が認められるとされており、当審査会としても、請求人の両足部は、各々、障害等級第12級の「局部にがんこな神経症状を残すもの」(系列区分13)に該当すると判断するも、同一系列の障害であることから、併合の方法を用いて準用等級を定めると障害等級準用第11級に該当するものと判断する。

###### ウ 醜状障害について

決定書理由に説示するとおり、請求人には、両足底部に手術痕(線状痕)が残存しているが、その範囲は、障害等級第14級の「下肢の露出面でのひらの大きさの醜いあとを残すもの」程度には該当しないものと判断する。なお、請求人は、醜状障害の評価については不服を申し述べていない。

(2) 以上のことから、請求人に残存する障害は、両踵骨骨折による神経症状であり、その障害の程度は、障害等級準用第11級に該当するものと判断する。

(3) 請求人は、現在無職であり、生活できない旨主張しているが、労災保険法における障害補償給付は、労働者が業務上の事由により負傷し、治ったとき身体に障害が存する場合に、その障害の程度に応じて行うとされており、請求人の主張は、上記判断を左右するものとは認められない。

### 3 結論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。